

自殺総合対策会議委員（閣僚）各位

新たな自殺総合対策大綱案の策定に向けて（協力依頼）

自殺はその背景に様々な社会的要因があることから、総合的な対策が必要であり、関係省庁の緊密な連携・協力により、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱が策定されています。

現大綱は、平成 29 年 7 月に閣議決定され、これまで官民を上げて自殺対策に取り組んできましたが、おおむね 5 年を目途に見直すこととされていることから、本年から見直しに向けた検討に着手いたします。

我が国の自殺者は、平成 22 年以降 10 年連続で減少していましたが、令和 2 年は、新型コロナウイルスの影響で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に、女性や小中高生の自殺者が増え、11 年ぶりに前年を上回りました。

多くの方々が自ら尊い命を絶っているという現実があります。

こうした喫緊の課題への対応も含め、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、新たな大綱案の作成に向けて、閣僚各位の御協力をお願いします。

令和 3 年 9 月 28 日

厚生労働大臣 田村憲久